



厚生労働省 発年 0909 第 5 号
令和 6 年 9 月 9 日

社会保障審議会
会長 遠藤 久夫 殿

厚生労働大臣 武見 敬三
(公 印 省 略)

諮問書

日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）第 37 条第 2 項及び第 52 条第 2 号の規定に基づき、日本年金機構の第 3 期中期目標期間の業務実績に関する評価について諮問する。